

議 第 7 4 号

令和 4（2022）年度柏崎市水道事業会計未処分利益
剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和4（2022）年度柏崎市水道事業会計未処分利益剰余金63,589,117円のうち10,000,000円を減債積立金に積み立て、51,900,000円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和5年（2023年）9月5日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩